

委託業務仕様書

1 委託業務の名称

ぎふNPO・生涯学習プラザ運営委託業務

2 委託業務の目的

NPO活動に参加意欲を有する県民等に対して、各種NPO情報の提供、様々な相談への対応、社会貢献活動参加へのきっかけづくり、県民とNPOとの交流や連携への支援や、生涯学習に関する相談業務のほか、NPO法人の組織基盤の強化等の支援を行う「ぎふNPO・生涯学習プラザ運営委託業務」を実施する。

3 委託業務の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4 委託業務を行う施設の概要

(1) 名称 ぎふNPO・生涯学習プラザ

(2) 所在地 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号

岐阜県県民ふれあい会館（OKBふれあい会館）第1棟2階及び第2棟3階

(3) 設置者 岐阜県

(4) 施設の概要

ア 延床面積

2階 プラザ A=91m²

3階 研修室 A=49m²

合計 A=140m²

岐阜県県民ふれあい会館（OKBふれあい会館）の指定管理者と連携して、県民が利用しやすいスペースとなるようにすること。

イ 施設・設備等

① 相談コーナー・事務スペース

・相談カウンター（対面型）一式、スタッフ用事務机3台、キャビネット類 等
〔通信環境〕

・電話回線 2回線（番号 058-372-8501）、FAX回線 1回線（番号 058-372-8502）

※NTT西日本㈱ひかり電話オフィスタイプ利用

※ホームページの管理運営のため、固定IPアドレスの取得が必要

② 研修室

・テーブル2台、長机（折りたたみ型）8台、ホワイトボード 等

③ NPO情報提供・活動紹介コーナー

・配架用パンフレットスタンド一式、活動紹介用掲示板・配架用棚等

④ ライブラリー

・図書等配架用書棚

5 利用対象者

県民、NPO、生涯学習団体、行政機関、企業等

6 委託業務の内容

委託業務内容は、次の(1)～(6)の区分に基づき、プラザの設置目的と利用対象者のニーズを踏まえた、次に定める業務とする。

(1) ぎふNPO・生涯学習プラザ管理業務

- ・NPO・生涯学習プラザ全体の管理
- ・NPO活動紹介ブースの提供、広報スペースの管理
- ・研修室の利用受付・管理、ライブラリーの管理・図書貸出
- ・ホームページの管理運営、内容の見直し

(2) NPOに関する各種相談業務

- ・法人設立、法人運営、会計事務、解散、事業譲渡など様々な相談への対応

(3) NPOと活動参加希望者との人材仲介（マッチング）業務

(4) 生涯学習情報に関する相談及び情報提供業務

(5) NPOの組織基盤強化等を目的としたセミナー開催業務

以下に例示するテーマに沿ったNPO関係者向けセミナー等を年8回以上開催

- ・NPOの組織経営や事業の自立・発展に資するセミナー
- ・NPOの会計、税務、労務に関するセミナー
- ・NPOと企業との協働に関するセミナー
- ・NPOと行政との協働に関するセミナー
- ・中間支援組織の職員を対象としたセミナー

(6) その他プラザの設置目的を達成するために必要な業務

- ・県内中間支援組織との連携、支援
- ・リーフレットの作成（プラザの利用案内やサービス内容の紹介用）
- ・各種NPO情報等のストック・提供
- ・NPO活動及び生涯学習活動に関する各種専門家の紹介
- ・交流スペースの提供
- ・ぎふNPO・生涯学習プラザの利用状況等の集計・報告、利用改善の検討
- ・その他委託業務の目的を達成するための業務

※1 印刷物は、原則として岐阜県環境物品等調達方針に適合すること。ただし、在庫等の制約から岐阜県環境物品等調達方針の判断の基準等を満たす印刷用紙等の入手が困難な場合は、岐阜県と協議の上、決定すること。

7 委託業務基準

(1) 開館時間及び休館日

ア 開館時間

午前9時から午後6時まで

イ 休館日

年末年始期間（12月29日から翌年1月3日まで）及び岐阜県県民ふれあい会館（OKBふれあい会館）の保守点検日（年2日程度）

(2) プラザ業務体制

ア 人員の配置

委託業務（6 委託業務の内容（1）～（8））全体の運営を管理し、県との連絡調整窓口となる、統括マネージャーを1人配置すること。

上記(1)アの開館時間の間、次のイの①に示す相談担当チーフを1人、②に示す相談担当者を1人配置すること。(統括マネージャーが相談担当チーフを兼務してもよい。)

※2 休憩時間は交代で取ること。

※3 休憩等で配置員が1名となる時間が、開館時間のうち3時間を超えないこと。

イ 業務の担当区分

① 相談担当チーフ

相談業務を担当する者であり、相談業務を総括する者

② 相談担当者

相談業務を担当する者

ウ 業務に従事する者の要件

相談担当チーフ、相談担当者

NPOの組織的な社会貢献活動に関する経験を2年以上有する者又は企業における社会貢献活動担当等において、同等程度の知識経験を有すると認められる者

8 業務の一括委託の禁止

受託者は、当業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。なお、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が認めた場合に限り、第三者へ委託、又は請け負わせることができる。

9 関係法令の遵守

当業務の実施にあたっては、次の関連する法令等を遵守すること。

(1) 岐阜県県民ふれあい会館条例及び岐阜県県民ふれあい会館条例施行規則

(2) 県又は施設管理者が県民ふれあい会館（OKBふれあい会館）に関して定める要綱・要領等

(3) その他の関係法令

10 個人情報の取扱い

受託者が、当業務を行うにあたり個人情報を取り扱う場合は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）並びに知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成11年規則第8号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の保護に努めること。

11 情報公開

受託者が、業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書等で受託者が管理しているものの公開については、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56条）、知事が保有する公文書の公開等に関する規則（平成7年岐阜県規則第6号）に基づく取り扱いとなるので留意すること。

12 文書の管理・保存

受託者が、当業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、岐阜県公文書規程（昭和44年岐阜県訓令甲第1号）に準じ、ぎふNPO・生涯学習プラザ文書管理表により適正に管理・保存すること。また、当業務終了時には、県の指示に従って、県に引き渡しを行うこと。

13 守秘義務

受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用できない。また、委託業務期間終了後も同様とする。

14 その他

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに、別途指定する形式で事業実施計画書を作成し県に提出するものとする。なお、業務は県と協議の上で実施するものとする。
- (2) 受託者は、中間報告として、契約の日から9月末日までの業務実施状況について、当該期間終了後20日以内に、別途指定する中間報告書を作成し県に提出するものとする。
- (3) 受託者は、委託業務を完了したときは、別途指定する形式で委託業務完了届を作成し県に提出するものとする。
- (4) 受託者は、全期間（契約の日から翌年3月まで）の業務実施状況について、別途指定する形式で全期間終了後速やかに事業実績報告書を作成し、県に提出するものとする。
- (5) 委託料の支払いは、委託契約書に定めるところにより、委託業務の完了後に県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で、請求を受けた日から30日以内に、受託者に対して支払うものとする。なお、県が必要と認める場合は、別途指定する形式による受託者の請求に基づき、委託料の一部について前金払をすることができるものとする。支払いは、別途指定する形式による支払の請求を受けた日から30日以内に受託者に対して支払うものとする。
- (6) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。
- (7) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。
- (8) 当仕様書に記載のない事項及び委託業務期間内に仕様の変更となる事項については、県と受託者においてその都度協議する。
- (9) 令和6年4月を始期とする事業について、受託者が変更となった場合はぎふNPO・生涯学習プラザの運営に支障が生じないよう受託者は新受託者との間で十分な引継ぎを行うものとする。
- (10) 令和5年度予算の議決が得られなかった場合は、契約の締結を取りやめる。なお、これに伴い損害が生じた場合にあっても県はその損害について一切負担しない。